

「国家、天皇制、キリスト教」

2018年08月07日

「新教出版社」が出しているキリスト教の月刊誌『福音と世界』の8月号は「国家、天皇制、キリスト教」を特集していた。6名の著者が、それぞれの立場からの論考を寄せていたが、その中で、早稲田大学ジェンダー研究所招聘研究員、同大学文学学術院教員の鈴木裕子氏の「天皇制とフェミニズムー『明治150年』を考える」は論旨が明確で、賛同できた。鈴木氏の主張を紹介し、私の意見を書き加えたい。

鈴木氏は、子どもの頃、昭和天皇が報道で特別扱いされていて、不思議で、不快に思った。また、貧しい地域から通学する子どもたちが学校で差別されていたのを目にし、痛憤し、貧富の差に疑問を抱いたと言う。大学では、近現代史を学び、アジアへの志向が強くなった。被差別部落の人びとや在日コリアンたちに対する差別への関心を強め、これらを通して天皇制への疑問が高まり、専門的な研究に着手していった。

その鈴木氏は天皇制について下記のように書いている。「天皇制についてのわたしの考えははっきりしている。それは、天皇制は（それがたとえ象徴天皇制であっても）男系家父長制原理に貫かれた、性差別、階級差別、民族差別、身分差別、障害者差別、異質な思想を排斥する差別のシステム・体系である、ということだ。もし天皇が女性であっても天皇制の差別装置としての機能は変わらない。」極めて明快に、天皇制は差別を生み出す装置であると捉えている。日本文化の伝統などと言われているが、私は天皇制の伝統の中に居ると言う人がいるだろうか。「裸の大様」と言った子どもの目で見ると、日本社会に差別の定着化をもたらした以外の何ものでもないだろう。私は逆な目から、天皇は特別な存在に押し上げて、梯子を外され、人権を剥奪された気の毒な存在に見える。皇室関係者たちが人権を有する「人」に復権することに、彼らの救いがあり、日本に真の民主主義が構築されると信じている。

日本国憲法は、第14条で「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と謳い、華族や貴族制度を廃止している。健康で文化的な生活・生存権の保障、政治的権利の享受、男女平等、教育を受ける権利など、人権が最大限に尊重されている。そして、戦争を放棄し、武器を捨て、平和に生きることを高らかに宣言している。ところが、その一方で、昭和天皇と側近たちはマッカーサー司令部（GHQ）と取引をし、平和憲法9条と引き換えに象徴天皇という形を取って「皇統保持」を獲得した。新憲法第1条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とある。鈴木氏は、「わたくしはこの第1条を含む第8条までの「天皇」条項がこの憲法の大きな瑕疵（かきん＝きず、欠点）であり、日本に真の民主主義社会がつくられなかった大きな要因と考える」と書いている。全く同感である。

今年は「明治維新」から150年を迎え、安倍政権は、明治の精神に学び、更に飛躍しようとして全てを賛美するかのように喧伝している。鈴木氏はこの間の負の歴史を捉え、女性の人権が否定され家父長制下で奴隷的な存在として扱われた事実、軍部が組織的に犯した国家犯罪であった「従軍慰安婦」を含め、天皇制とフェミニズムの問題を多角的に論じている。戦後、昭和天皇は沖繩を半永久的に米軍基地として提供し、米国の極東戦略・世界支配を認めることによって、自らの戦争責任を隠蔽したと厳しく批判している。

「天皇の代替わり」報道が垂れ流され、儀式への服属儀礼への強制が強まっていく。民主主義と人権の視点から、天皇制を真剣に見直すことが求められている時ではないか。